

遺族「歴史繰り返すのか」

治安維持法で検挙 新村氏の裁判記録

「共謀罪」の趣旨をくむ改正組織的犯罪処罰法が7月11日に施行される。国会では治安維持法との類似が議論されたが、同法で検挙された研究者の遺族は、当時の裁判記録をたどって、「共謀罪」拡大適用に警鐘を鳴らす。



1977年撮影

新村猛(しんむら・たけし) 1905～92年。フランス文学者、名古屋大学名誉教授。父で言語学者の新村出(いづる)を手伝って「広辞苑」(初版55年、岩波書店)を編み、第4版まで改訂にあたった。平和運動に積極的にかかわり、原水爆禁止運動の統一に尽力した。

氏名	年齢	性別	職業	住所	備考
新村猛	38	男	学者	名古屋市	治安維持法違反事件の被告
...

新村猛被告、治安維持法違反事件のつづり。予審調書13回分や、予審最終決定(左)などが収められている

問「共謀罪」

名古屋大学名誉教授だった故・新村猛氏の名古屋市の自宅で2014年秋、ぶ厚いつづりなどが見つかった。治安維持法で摘発されたときの予審調書や弁護資料。発見した長女の原夏子さん(83)は「記録が残っているなんて」と驚いた。猛氏はこの事件で職を失ったため、釈放後は父・出氏の辞典編集を手伝い、戦後、「広辞苑」を送り出した。同志社大学予科の教授だった猛氏は1937年11月

8日朝、京都市の自宅から警察署に連行された。研究者仲間と雑誌「世界文化」でフランスなどの反ファシズム運動を紹介していた。非合法だった共産党とは関係ないので、治安維持法で検挙されるとは思わなかったという。

1925年成立の治安維持法は28年の改定で結社に参加してなくても「目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」も罪とした(目的遂行罪)。あいまいな規定で拡大適用されていた。猛氏も「目的遂行罪」にあたることされ、39年夏、京都地裁で、懲役3年執行猶予5年が言い渡された。だが、今回見つかった弁護士

の接見メモには罪を否定する言葉が並んでいた。(意図ハ全部アトヨリ附加エラレタルモノニシテ其当時存在シタルモノニアラズ) 夏子さんは採決強行に憤り、「歴史を繰り返すのか」と案じる。父は「共産党拡大のため」という意図がでつちあげなのに執筆や会議を手がかりに処罰された。

「電話やメールなど手がかりが残る今はもつと怖い」 猛氏の次男恭さん(70)は「犯罪集団に不正権益を得させるなどの目的で犯行を計画した者を処罰する」とする規定と、目的遂行罪が似ていることが気がかりだ。「恣意的に拡大解釈される危険がある。自由な研究が阻害されないか」

参院法務委員会の議論で、法務省刑事局長は「組織的犯罪集団の構成員でない者」も処罰対象となることを認めた。「共謀罪」に反対する山下幸夫弁護士は「どんな団体や個人にも適用される可能性があり、政府の方針に反対する者が処罰されうるという点で、治安維持法と果たす機能は似たもの」と話す。「ただ、萎縮しないことも大切だ。法施行後、まずは、暴力団構成員などから適用されるだろうと見る。(河原理子)

参院法務委員会の議論で、法務省刑事局長は「組織的犯罪集団の構成員でない者」も処罰対象となることを認めた。「共謀罪」に反対する山下幸夫弁護士は「どんな団体や個人にも適用される可能性があり、政府の方針に反対する者が処罰されうるという点で、治安維持法と果たす機能は似たもの」と話す。「ただ、萎縮しないことも大切だ。法施行後、まずは、暴力団構成員などから適用されるだろうと見る。(河原理子)